

滋賀県道路メンテナンス会議

設 立 趣 意 書

我が国の道路構造物等は、昭和30年代後半からの高度経済成長期に集中的に整備され、それらが今後、急速に高齢化し老朽化していくことことから、補修や更新を行う必要が急激に高まってくるが見込まれている。国、地方ともに厳しい財政状況にある中、これら老朽化した道路施設等の補修や更新にいかに対応していくかが、重要な課題となっている。

また、道路施設等の維持管理・補修・更新を確実に進めるためには、施設の大部分を占める地方公共団体の管理施設を含めてその実態を把握したうえで、道路施設の長寿命化も図りつつ見通しを立てた計画的な補修・更新を行っていくことが必要である。

このような状況の中、老朽化対策の本格実施に向けて、今般、

○ 平成25年6月に公布された道路法等の一部を改正する法律において、予防保全の観点を踏まえて道路の点検を行うべきことが明確化され、道路法施行令等において、橋梁、トンネル等は、国が定める統一的な基準により、5年に1回の頻度で、近接目視により点検を行うことが規定されたこと

○ 「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言（社会資本整備審議会道路分科会建議、平成26年4月）」において、老朽化対策の本格実施に向け、地方公共団体の三つの課題（予算不足・人不足・技術力不足）に対して、支援方策を検討するとともに、「道路メンテナンス会議」を設置するとされていること

等を踏まえ、

滋賀県内の高速道路、国道、県道、市町村道のすべての道路管理者が連携して検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握し、情報を共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的として、『滋賀県道路メンテナンス会議』を設置するものである。

平成26年5月28日